

Q & A

Q1 医師への意見照会は、どのようなやり方がありますか。

A1 医師への意見照会の方法は、①診断書、②聞き取り※、③主治医意見書による方法があります。

どの方法で入手しても構いませんが、費用負担や時点の問題があるので、できるだけ②聞き取り※をお願いします。

	方法	費用負担	補足
①	診断書	○	利用者の費用負担となります。
②	聞き取り※	△	文書による場合は診療情報提供料が発生します（利用者に自己負担が発生する場合があります）。
③	主治医意見書	×	費用負担はありませんが、直近の要介護認定時点となるため、その間に状態変化があれば不適切となる場合があります。

※ 聞き取りは、利用者の診察に同行する方法を原則としますが、医師から要望があった場合などは、電話、FAX（電話回答）、電子メールによる方法も可能としています（方法によっては費用負担が発生する場合があります）。

文書による情報提供を求める場合は、別紙様式8を使用してください（市ホームページから入手してください）。

電話による場合は、確認した相手、日時、内容について、記録に残す必要があります。

Q2 区役所への確認依頼などの提出期限はありますか。

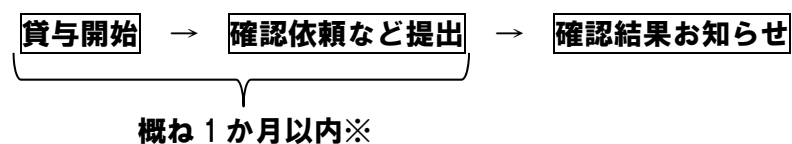
A2 原則として、貸与開始前に提出してください。

ただし、末期がん患者の急な退院等により早急な対応が必要な場合など、やむを得ず貸与開始後遡及して提出する場合は、貸与開始日から概ね1か月以内に行ってください。

なお、1か月を経過した場合は、原則として受け付けることはできませんが、合理的でやむを得ない事情がある場合は、貸与開始日に遡及して受け付けることもあります。

【原則】 確認依頼など提出 → 確認結果お知らせ → 貸与開始

【例外】 早急な対応が必要な場合など



※合理的でやむを得ない事情がある場合（認定審査会の遅れなど）はそれ以上経過していても受け付けることがあります。

1 対象外種目

(1) 要支援1・2、要介護1の方

車いす、車いす付属品、特殊寝台、特殊寝台付属品、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知器、移動用リフト（つり具の部分を除く。）

(2) 要支援1・2、要介護1～3の方

自動排泄処理装置（尿のみを自動的に吸引できる機能のものを除く。）

2 判断基準

軽度者に対して対象外種目について例外給付するには、基本調査の結果による判断、（該当する基本調査結果がない場合の）適切なケアマネジメントによる判断、市町村の確認による判断があります（P2-3参照）。

3 横浜市での取扱い

市町村の確認による判断（P3参照）を行う場合は、横浜市では、介護保険被保険者証の住所のある区の区役所高齢・障害支援課で受け付けています（提出期限についてはP4・Q2参照）。

※「基本調査の結果による判断、適切なケアマネジメントによる判断」（P2）で行う場合は、区役所への届出は必要ありません。

(1) 手続きする人

担当ケアマネジャーまたは地域包括支援センターの担当職員

(2) 提出するもの

・「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付の確認について（依頼）」（様式1）

・「サービス担当者会議の要点」または「介護予防支援経過記録」※

※医師の所見を記入する必要があります（医師の所見を確認した資料は添付不要です）。

4 通知関係

・「軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付関係事務の基本的な取扱いの整理について（通知）」（平成30年7月23日健介保第617号）

横浜市ホームページ URL

横浜市 > 事業者向け情報 > 分野別メニュー > 福祉・介護 > 高齢者福祉・介護 > 事業者指定・委託等の手続き > 各種申請関係：軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について

https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/keido_reigai.html

【お問い合わせ先】

・（個別具体的な手続きについて）各区高齢・障害支援課

・（軽度者例外給付制度について）健康福祉局介護保険課

[電話] 045-671-4255 [FAX] 045-681-7789

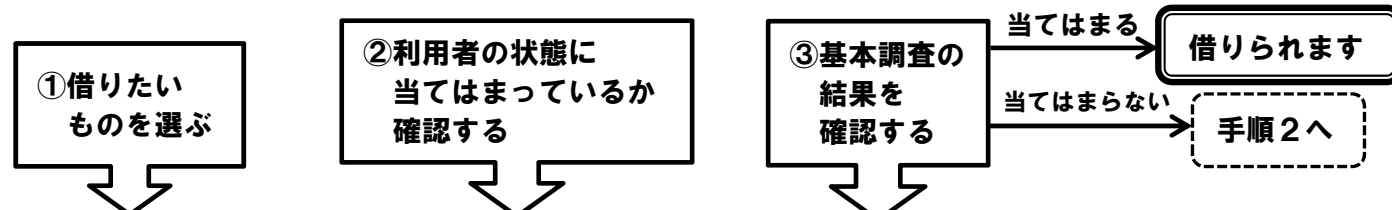
・（福祉用具貸与全般について）健康福祉局介護事業指導課

[電話] 045-671-3413 [FAX] 045-681-7789

手順1 基本調査結果による判断
※一部、適切なケアマネジメントによる判断

《区役所への連絡・届出》
必要ありません

～判断の流れ～



対象外種目	厚生労働大臣が定める者のイ (告示で定める福祉用具が必要な状態像)	厚生労働大臣が定める者のイに 該当する基本調査の結果
ア 車いす及び 車いす付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に歩行が困難な者 (二)日常生活範囲における移動の支援が 特に必要と認められる者	基本調査1-7 「3. できない」 該当する基本調査結果なし → 居宅介護支援事業者等が判断
イ 特殊寝台及び 特殊寝台付属品	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者 (二)日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-4 「3. できない」 基本調査1-3 「3. できない」
ウ 床ずれ防止用具 及び体位変換器	日常的に寝返りが困難な者	基本調査1-3 「3. できない」
エ 認知症老人徘徊 感知機器	次のいずれにも該当する者 (一)意見の伝達、介護者への反応、記憶・ 理解のいずれかに支障がある者 (二)移動において全介助を必要としない 者	基本調査3-1 「1. 調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 基本調査3-2～3-7 のいずれか 「2. できない」 又は 基本調査3-8～4-15 のいずれか 「1. ない」以外 その他、主治医意見書において、認知症の 症状がある旨が記載されている場合も含む。 基本調査2-2 「4. 全介助」以外
オ 移動用リフト (つり具の部分 を除く)※	次のいずれかに該当する者 (一)日常的に起き上がりが困難な者 (二)移乗が一部介助又は全介助を必要と する者 (三)生活環境において段差の解消が必要 と認められる者	基本調査1-8 「3. できない」 基本調査2-1 「3. 一部介助」又は「4. 全介助」 該当する基本調査結果なし → 居宅介護支援事業者等が判断
カ 自動排泄処理装 置	次のいずれにも該当する者 (一)排便が全介助を必要とする者 (二)移乗が全介助を必要とする者	基本調査2-6 「4. 全介助」 基本調査2-1 「4. 全介助」

手順2 市町村の確認による判断

《区役所への連絡・届出》
必要です

～判断の流れ～

①利用者の状態を確認する

ケアマネジャー等は、利用者の状態が、次の i) から iii) の状態像に該当する可能性があり、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながると考えられるか、確認します。
※カッコ内の状態は、例示です。

- i) 疾病その他の原因により、状態が変動しやすく、日によって又は時間帯によって、頻繁に告示で定める福祉用具が必要な状態 (P2 の②) に該当する者
(例 パーキンソン病の治療薬によるON・OFF現象)
- ii) 疾病その他の原因により、状態が急速に悪化し、短期間のうちに告示で定める福祉用具が必要な状態 (P2 の②) になることが確実に見込まれる者
(例 がん末期の急速な状態悪化)
- iii) 疾病その他の原因により、身体への重大な危険性又は症状の重篤化の回避等医学的判断から告示で定める福祉用具が必要な状態 (P2 の②) に該当すると判断できる者
(例 ぜんそく発作等による呼吸不全、心疾患による心不全、嚥下障害による誤嚥性肺炎の回避)

②医師に意見照会する

①で行った利用者の状態像の判断について、医師の意見を求めます。

③サービス担当者会議を開催する

②で入手した医師の意見を参考に、福祉用具を使用することで利用者の自立支援につながるか検討します。

④区高齢・障害支援課へ必要書類を提出する

確認依頼、サービス担当者会議の要点等(表面参照)を提出します。

⑤区高齢・障害支援課で内容を確認し、結果をお知らせする

借りられます

その後...

再度、手順1 (P2) から
確認が必要です。

- ・要介護(要支援)認定の更新・区分変更を行った場合
- ・貸与品目の追加や大幅な変更を行う場合

※「昇降座椅子」は
(二)「移乗」で判断

※「段差解消機」は
(三)ケアマネジャー等が
判断